

京都市市税事務所規則を公布する。

平成26年11月21日

京都市長 門川 大作

京都市規則第52号

京都市市税事務所規則

(設置)

第1条 市民税の賦課に関する事務を処理させるため、京都市市税事務所（以下「事務所」という。）を置く。

2 事務所の位置は、京都市中京区室町通御池下る円福寺町337番地とする。

(組織)

第2条 事務所に市民税室を置く。

(職員)

第3条 事務所に所長を置く。

2 市民税室に次の職員を置く。

室長

市民税第一課長

市民税第二課長

市民税第三課長

市民税第四課長

庶務係長

市民税第一係長

市民税第二係長

市民税第三係長

市民税第四係長

市民税第五係長

市民税第六係長

市民税第七係長

市民税第八係長

その他の職員 若干人

3 市民税室に担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

(職務)

第4条 所長は、上司の命を受け、事務所の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 室長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 担当課長（室に置く課長を含む。以下同じ。）、担当課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

4 課長補佐は、担当課長が定める事務について担当課長を補佐する。

5 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(代理)

第5条 所長に事故があるときは、室長がその職務を代理し、室長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長がその職務を代理する。

2 担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第6条 室の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

市民税室

(1) 事務所の庶務に関すること。

(2) 市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものに限る。以下同じ。）の賦課、減免及び調定に関すること。

(3) 市民税に係る過料の決定に関すること。

(報告)

第7条 行財政局財政担当局長は、担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長の担当する事務の概目を定め、行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

(行財政局人事部人事課)